



令和6年3月26日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会
委員長 福島 康仁

自治基本条例の運用状況について（令和6年答申）

令和2年4月13日付、川企発第2号をもって諮問を受けた、自治基本条例の運用状況について審議した結果、下記のとおり答申いたします。

一 はじめに

第8期自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成21年4月1日施行。以下、自治基本条例という。）の運用状況について諮問を受けた事項について、令和2年8月4日から現在まで8回にわたり委員会を開催し、慎重に調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

二 自治基本条例の運用状況について

本市の市政運営が自治基本条例の理念に則り適正に運営されており、本市において自治の推進がおおむね図られていると判断いたしました。

三 判断理由

本委員会では、諮問内容の審議にあたり、以下の2点について調査・検証を行い、本市の市政運営及び各種の事務が自治基本条例の理念に則り適切に運用されているか、またその結果として本市において自治の推進が図られているかを検討しました。

（1）自治基本条例に規定する「市民の市政参加に関する権利」、「市長その他の執行機関の役割及び責務」「附属機関等の委員の公募」等に関する実施状況や実績
パブリックコメント、説明会又は懇談会、アンケート調査などの市民からの意見聴取の実施状況、市長への手紙等の市民や各種団体等から寄せられた意見提出の件数、附属機関等の委員の公募状況や女性登用率、市民意識調査の結果、市職員に対する自治基本条例に関する研修の実施状況などについて、市から報告を受けました。

これに対する評価・意見としては、

- ・ 附属機関等の女性委員の比率が低い状況であるため、一層の働きかけが必要である
- ・ 市の施策の広報に力を入れ、市民の理解を得る事が必要である
- ・ 市民意識調査の回答率向上に向けて、様々な手法で調査を行うことが重要である
- ・ 自治基本条例の一般的な知名度が高くないなか、職員に対しても条例に関する研修の機会を増やすべきではないか、といった意見がありました。

(2) 自治基本条例の条文に関連する市の事業の取り組み状況について

各条文に関連する以下の4つの事業分野における市の取り組み状況について各担当課より報告を受け、評価および検証を行いました。

- ① 第5条および第31条 市民との協働、多文化共生の取り組み
- ② 第25条 健全な財政運営に寄与する取り組み
- ③ 第6条 危機管理における防災訓練等の市民との関係
- ④ 第31条 環境・資源等の地球的規模の課題への取り組み

その結果、主な評価および検証結果は以下のとおりでありました。

関連条文	事業分野	評価・検証	課題
第5条 第31条	協働推進事業	条例の理念を具現化しており、自治の推進に寄与している	若い世代に裾野を広げる取り組みが必要
第25条	企業版ふるさと納税	健全な財政運営に寄与する取り組みである	継続的に寄附が受けられる仕組みの構築が必要
第6条	災害対策事業	市民が当事者意識を持って危機に備える体制づくりに努めている	自主防災組織や自治会の高齢化等、若年層への意識啓発が必要
第31条	環境啓発事業	学校での環境学習や効果の見える化等、市民の協力により事業を進めている	地球環境問題の取り組みについて、市民レベルでできることをよりわかりやすくPRすることが必要

以上の調査・審議を踏まえ、本市の市政運営及び各事業の実施にあたっては、それぞれ自治基本条例の理念に則り適切に運用されており、その結果、自治の推進がおおむね図られているとの結論に至りました。

一方で、市の施策と自治基本条例の関連性や、それぞれの事業の内容について、よりわかりやすく市民に伝えていくことや、市民に対する働きかけ等については課題もあると考えられます。

四 附帯意見

- ・市民の市政参加や市民からの意見聴取および意見提出の状況については、今後も毎年市から報告を求めていくこと。
- ・将来においても本市の市政運営や事務事業が自治基本条例に則り運用されていくためには、世代を問わず市民全体に対して、市政についての情報発信や啓発の取り組みを強化すること。

五 おわりに

本委員会の答申にもとづき、市の様々な取り組みについて、今後とも積極的に情報発信や働きかけ等を進めることにより、市民が当事者意識をもって市政にかかわり、“自分ごと”としてまちづくりを考える意識が高まるものと考えます。このことを通じ、自治基本条例の理念に則った、市民と市との協働によるまちづくりがさらに推進されることを期待いたします。